⑮　株式会社リンコーコーポレーションに係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成23年２月18日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社リンコーコーポレーションは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上等により、下表のとおり、金商法第172条の４第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。

有価証券報告書		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注１）	事由
平成22年６月28日	第149期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年３月期有価証券報告書）	平成21年４月１日～平成22年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲982百万円であるところを▲517百万円と記載（注２）	貸倒引当金の過少計上等

（注１）　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

（注２）　株式会社リンコーコーポレーションは、平成22年９月13日提出の訂正報告書において、連結当期純損益を▲1,013百万円に訂正している。

【課徴金額】　300万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成23年２月18日

課徴金納付命令日　平成23年３月23日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑯　東京日産コンピュータシステム株式会社に係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成23年３月８日

【勧告の対象となった違反事実】

東京日産コンピュータ株式会社は、関東財務局長に対し、ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。

有価証券報告書		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
平成20年６月23日	第20期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年３月期有価証券報告書）	平成19年４月１日～平成20年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲711百万円であるところを▲580百万円と記載	ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上等

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　300万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成23年３月８日

課徴金納付命令日　平成23年４月７日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

３　その他

平成21年６月26日に課徴金納付命令勧告を行った、株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載事案については、被審人が平成21年７月13日に、違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、

①　ビックカメラの第27期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書及び第28期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書を参照書類とした目論見書に虚偽の記載があると認められるか。

②　被審人は目論見書の作成に関与した時点で、目論見書に虚偽の記載があることを知っていたと認められるか。

③　被審人は虚偽の記載がある目論見書の作成に関与したと認められるか。

を争点に争っていたものである。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記②について、被審人が目論見書の作成に関与した時点で目論見書に虚偽の記載があることを知っていたと認めることはできないとし、その他の争点については、仮に目論見書に虚偽の記載があり、かつ、被審人が目論見書の作成に関与したとしても、被審人が目論見書の作成に関与した時点で、目論見書に虚偽の記載があることを知っていたとまでは認められないことから、その他の争点を検討するまでもなく、金商法第178条第１項第２号に該当する事実を認めることはできないとして、平成22年６月25日に法令違反事実を認めることはできない旨の決定を行った。

第３　無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立て

192条申立て及び187条調査は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（第４章第８参照。）。

○　株式会社生物化学研究所

証券監視委は平成22年11月26日、株式会社生物化学研究所（以下この章において「生物化学」。）について、金商法192条に基づく裁判所への金商法違反行為（無届けで有価証券の募集を行うこと等）の禁止・停止命令の申立てを行った。

生物化学（山梨県中央市）は、証券監視委が大経に対して行った187条調査（第４章第８参照。）において、

・　平成22年２月ごろから６月ごろまでの間、７回にわたって自社の株式及び新株予約権の発行を行い、無登録業者である大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取得させていた（株式の払込金額約１億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約２億2,000万円）

・　平成22年11月末発行予定の株式について、投資家に対する取得の勧誘を行っていた

ことが判明した。

同社は各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していないが、７回のうち６回の発行に係る株式等及び同年11月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも有価証券の募集に該当し、かつ、「有価証券の募集は、発行者が当該有価証券の募集に関し内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、することができない」と規定する金商法第４条第１項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。

このような生物化学の行為は金商法第４条第１項本文等に違反するものであり、また、同社は当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められた。

このため、同年11月26日、証券監視委は甲府地方裁判所に対し、生物化学を被申立人とする金商法違反行為（無届けで有価証券の募集を行うこと等）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行ったものである。